

# 契 約 書 (案)

件 名	広島市立病院機構におけるクレジットカード利用取扱業務 (VISA・Master)	
信用販売 実施場所	広島市立広島市民病院 広島市立北部医療センター安佐市民病院 広島市立舟入市民病院 広島市立リハビリテーション病院	広島市中区基町7番33号 広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号 広島市中区舟入幸町14番11号 広島市安佐南区伴南一丁目39番1号
契約期間	契約締結の日から令和13年3月31日まで	
履行期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで	
手数料率	%	
特約条項	1 本調達は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日欧協定」という。）、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「日英協定」という。）の適用を受ける調達であるため、改正協定第18条、日欧協定第10.12条、日英協定第10.12条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保又は契約の解除を行うことができる。 2 契約締結の日から令和8年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受注者の負担とする。 3 本件契約において、発注者が受注者に支払うべき手数料の金額について、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、発注者は当該契約を変更又は解除することができる。 4 受注者は前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けることがあっても、発注者は、その損害賠償の責めを負わないものとする。	

上記について、広島市立病院機構（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）との間において、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 広島市中区基町7番33号  
地方独立行政法人 広島市立病院機構  
理事長 秀道広

受注者

発注者と受注者は、信用販売実施場所4病院における患者の診療費及び文書料等の支払にかかるカード決済取引について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（用語の定義）

第1条 本契約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとする。

- (1) 「カード」とは、下記①から③に記載したクレジットカード等（デビットカード、プリペイドカード、その他支払手段として用いられるものの証票その他の物又は番号、記号その他の符号を含む）のうち、受注者が指定するものをいう。
- ①加盟店と会員の間の取引の決済機能を有する受注者が発行するクレジットカード等  
②提携組織（以下で定義）に加盟している日本国内及び日本国外の会社が発行するクレジットカード等  
③受注者と提携関係にある日本国内及び日本国外の会社が発行するクレジットカード等
- (2) 「会員」とは、前号の「カード」を利用する者をいい、カードを正当に所持する者をいう。
- (3) 「端末機」とは、CAT（クレジット・オーソリゼーション・ターミナル）、CCT（クレジット・センター・ターミナル）などの受注者が認めたカードの有効性を照会するための端末機をいう。
- (4) 「公金」とは、信用販売実施場所4病院における患者の診療費及び文書料等をいう。
- (5) 「カード決済」とは、会員及び発注者が、受注者所定の手続きを行うことにより、発注者が公金を会員から直接受領することなく、受注者が立替払いを行う取引をいう。
- (6) 「手数料」とは、受注者が発注者に対して公金の立替払いを行うことに関し、発注者が受注者に支払う対価をいう。
- (7) 「提携組織」とは、受注者が加盟又は提携する組織（VISAインターナショナルサービスアソシエーション及びマスターカードインターナショナルインコーポレーテッドを含む。）をいう。

（カード取扱店等）

第2条 発注者は、前条に定めるカード決済を行う施設（以下「カード取扱施設」という。）を指定する場合、あらかじめ受注者に所定の書面をもって届け出て、受注者の承認を得るものとする。受注者は当該指定を承認した場合、加盟店番号を付与する。なお、カード取扱施設の追加・取消についても同様とする。

- 2 発注者は、本契約に従い信用販売を行うすべてのカード取扱施設内外の会員の見やすいところに受注者所定の加盟店標識を掲示するものとする。
- 3 発注者は、カード取扱施設に対し、本契約を周知徹底させ、遵守させるものとする。
- 4 発注者は、受注者又はそれらの委託先が、会員のカード利用促進のために、発注者の個別の了解なしに印刷物、電子媒体などに加盟店の名称及び所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとする。
- 5 発注者は、売上票、売上集計票、端末機、加盟店標識などを本契約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、これを第三者に使用させてはならないものとする。

（届出事項の変更）

第3条 発注者は、受注者に届け出ている名称・代表者・所在地・電話番号・カード取扱施設及び立替払金振込指定金融機関口座、その他に変更が生じた場合には、直ちに受注者所定の書面により、受注者への届出印を押印のうえ届け出るものとする。

- 2 前項の届け出がないために、受注者からの通知又は送付書類、立替払金が延着、若しくは到着しなかった場合には、通常到着すべき時に発注者に到着したものとする。
- 3 受注者は、発注者に届け出ている名称・代表者・所在地・電話番号、その他に変更が生じた場合には、直ちに発注者所定の書面により、発注者への届出印を押印のうえ届け出るものとする。
- 4 前項の届け出がないために、発注者からの通知又は送付書類、手数料が延着、若しくは到着しなかった場合には、通常到着すべき時に受注者に到着したものとする。

(地位の譲渡等)

第4条 発注者は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。

- 2 受注者は、本契約上のすべての地位を第三者に譲渡できるものとする。

(業務の委託)

第5条 発注者は、本契約に基づいて行う業務の全部又は一部を第三者に委託できないものとする。

- 2 前項にかかわらず、受注者が事前に承認した場合には、発注者は第三者に業務委託を行うことができるものとする。
- 3 前項により受注者が、業務委託を承認した場合においても、発注者は本契約に定めるすべての義務及び責任を免れないものとする。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」という。）が委託業務に関連して受注者に損害を与えた場合、発注者は業務代行者と連帶して受注者の損害を賠償するものとする。
- 4 発注者は、業務代行者を変更する場合は、事前に受注者に申し出、受注者の承認を得るものとする。
- 5 受注者は、本契約に基づいて行う業務の全部又は一部を、第三者に業務委託しようとする場合は事前に発注者の承認を得ることとする。
- 6 前項により発注者が業務委託を承認した場合においても、受注者は本契約に定めるすべての義務及び責任を免れないものとする。また、業務代行者が委託業務に関連して発注者に損害を与えた場合、受注者は業務代行者と連帶して発注者の損害を賠償するものとする。
- 7 受注者が業務代行者を変更する場合は、事前に発注者に申し出、発注者の承認を得るものとする。
- 8 発注者及び受注者は、業務代行者を選定するにあたり、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定し業務代行者に本契約における個人情報保護及びカードのに関する情報等の機密保持等を課す内容を含む契約を業務代行者と締結するものとする。
- 9 本条の定めは本契約終了後も有効とする。

(カード決済)

第6条 発注者は、会員からカード提示によるカード決済を求められた場合、本契約に従い、カード取扱施設において会員に対しカード決済を行うものとする。

- 2 発注者が取扱うことができる支払区分は1回払いのほかに、受注者が承認した場合には、2回払い、リボルビング払い、分割払い、ボーナス1回払い、その他受注者が特に認めた方法とする。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、カードを発行した会社と会員との契約に基づき、一部の支払区分が取り扱えない場合があることをあらかじめ了承するものとする。

(カード決済の方法)

第7条 発注者は、会員からカード提示によるカード決済を求められた場合、カードの真偽、有効期限及びカード無効通知を照合し、カードが有効であることを確認し、受注者所定の売上票に売上加盟店番号、カード取扱施設、担当者名、カード記載の会員番号、会員氏名、有効期限、会員の指定する支払区分、日付、金額などを記入するものとする。また、その場で会員による暗証番号の入力、又は会員の署名を求め、正しい暗証番号が入力されたこと、若しくはカード記載の署名と売上票の署名及びカード券面の会員番号、カード名義人名、売上票の会員番号、会員氏名が同一であり、かつ、カード提示者がカード記載の本人であることを、善良なる管理者の注意義務をもって確認のうえカード決済を行い、売上票の控え（会員用控え）又は売上票に記載した内容を表す書面を会員に交付するものとする。なお、発注者は会員に対し売上票に受注者所定の項目以外の記載を求めてはならないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注者と受注者とが協議の上、別途カード決済の方法を定めることができるるものとする。

3 売上票に記載できる金額は、当該公金の金額（税金を含む）のみとし、現金の立て替え、及び過去の公金の精算などを含めることはできないものとする。また、通常1枚の売上票で処理されるべきものを日付の変更、金額の分割などにより売上票を複数にすること、及び売上票の金額訂正はできないものとする。

4 発注者は、受注者が事前に承認した場合を除き、受注者所定の売上集計票及び売上票を使用するものとする。また、売上票の控え（加盟店用控え）は発注者の責任において保管し、他に譲渡できないものとする。

5 発注者は、端末機を設置した場合には、端末機の使用規約並びにその取扱いに関する規約の定めるところに従い、すべてのカード決済にこれを用い、会員番号などを受注者に送信することにより、カードの利用の照会を行い、受注者からその承認を得るものとする。なお、故障、障害などにより端末機が使用できない場合及び受注者が当該端末機の利用につき別途制限を設けた場合には、すべてのカード決済につきその都度事前に受注者へ電話連絡をして承認番号を取得するものとする。

(差別的取扱いの禁止・協力義務)

第8条 発注者は、有効なカードを提示した会員に対し、カード決済の取扱いを拒絶したり、直接現金払いや他社の発行するカードの利用を要求したり、会員に現金払いその他の決済手段を利用する顧客と異なる代金を請求したり、カード決済の金額にカード加盟店規約に定める以外の制限を設けるなど、会員に不利となる差別的取扱いを行うことはできないものとする。

2 発注者は、受注者から依頼があった場合、会員のカード使用状況の調査に協力するものとする。

3 発注者は、会員からカード決済を行うに関し、苦情、相談を受けた場合や、発注者と会員との間において紛議が生じた場合には、発注者の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとする。

(カード決済限度額)

第9条 第7条第5項に定める場合を除き、発注者が会員1人あたり1回につき行うことができるカード決済限度額（同一日、同一施設におけるカード決済額の総額とする。）は、税金を含み受注者が別途通知した金額の範囲内とする。

2 発注者は、会員に対し前項のカード決済限度額を超えてカード決済を行う場合、その都度事前に受注者の承認を得るものとし、受注者の承認を得たときは、売上票の承認番号欄に承認番号を記入するものとする。万一受注者の承認を得ないでカード決済限度額を超えてカード決済を行った場合には、発注者は当該カード決済金額全額について一切の責任を負うものとする。発注者は、受注者からカード決済限度額の変更の通知があった場合はそれに従うものとする。

(カードの不正使用など)

第10条 発注者は、受注者から特定のカードを無効とする旨通知を受けた場合、その通知によつて無効とされたカードの提示者に対してはカード決済を行わないものとする。

2 発注者は、明らかに偽造、変造、模造もしくは破損と判断できるカードを提示された場合には、カード提示者に対しカード決済を行わないものとする。

3 万が一発注者が前2項に違反してカード決済を行った場合、発注者は当該公金金額全額について一切の責任を負うものとし、受注者の被った損失を補償するものとする。

4 紛失・盗難されたカード、偽造・変造されたカードに起因するカード決済が行われ、受注者がカードの使用状況などの調査の協力を求めた場合には、発注者はこれに協力するものとする。また発注者は、受注者から指示があった場合若しくは発注者が必要と判断した場合には、発注者が所在する所轄警察署へ当該カード決済に対する被害届を提出するものとする。

5 第1項、第2項のいずれかに該当する場合、発注者は、当該カードの回収・保管に努めるものとし、直ちに事実を受注者に連絡するものとする。

(立替払契約)

第11条 受注者は、会員のカード決済に係る発注者の債権（以下「債権」という。）を、会員に代って立替払いするものとする。

2 発注者は、カード決済を行った日から原則として10日以内に、当該カード決済の売上票を支払区分毎に取りまとめ、受注者所定の売上集計表に添付して、受注者に送付するものとする。

3 発注者と受注者との間の第1項の立替払契約は、別表に定める締切日ごと、当該締切日までに前項の売上集計表及び売上票が受注者に到着した債権について、当該締切日に締結され、効力が発生し、同時に会員に対する受注者の求償権が発生するものとする。ただし、受注者が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとする。

4 受注者の発注者に対する立替払金の支払は、別表に定める支払日に当該立替払いの対象となる公金金額の総額より第12条に定める手数料を差し引いた金額を発注者指定の金融機関口座に振り込むことにより支払うものとする。ただし、発注者が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとする。なお、応当日の15日が金融機関休業日の場合には翌営業日、月末が同様の場合は前営業日を支払日とする。

5 受注者の発注者に対する立替払金は、受注者が直接支払うか、又は受注者が指定し、事前に発注者に通知した所定の会社が立替払いをするものとする。

6 受注者は、第4項に規定する事項の履行に正当な理由なく遅延があったときは、当該遅延日数に応じて、振込みを行うべき金額に年14.6パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日

の含む期間についても、365日の割合とする。) を乗じた金額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその金額を切り捨てる。)を遅延損害金として、発注者が指定する日までに納付しなければならない。ただし、発注者が納付を免除した場合はこの限りではない。

(手数料の支払い)

第12条 発注者が受注者に支払う前条第1項の立替払契約に係る手数料は、立替払契約の効力が発生した債権を受注者が別途定める種類毎に合計した金額に、受注者の定める手数料率、パーセントを乗じ、1円未満を切り捨てた金額の合計額とする。

(カード決済の取消し)

第13条 発注者が、カード決済の取消し又は解約などを行う場合は、直ちに受注者所定の方法にて当該立替払契約の取消しを行い、取消しの売上票を受注者へ送付することとし、受注者は第11条第2項及び第3項に準じて処理するものとする。ただし、当該立替払金が支払い済みの場合には発注者は受注者に対し当該立替払金を直ちに返還するものとする。又は、受注者は当該立替払金を次回以降の発注者に対して支払う立替払金から差し引けるものとする。

(紛議の発生)

第14条 会員と発注者との間に第8条3項に定める紛議が生じ、会員がカード決済代金の支払いを拒んだ場合あるいはカード決済代金が支払済みであっても当該紛議が解決されない場合の立替払金の支払いは以下のとおりとする。

- (1) 当該立替払金が支払前の場合には、受注者は当該立替払金の支払いを保留又は拒絶することができるものとする。
- (2) 当該立替払金が支払い済みの場合には、発注者は受注者に対し当該立替払金を直ちに返還するものとする。また、受注者は当該立替払金を次回以降の発注者に対して支払う立替払金から差し引けるものとする。
- (3) 当該抗弁事由が解消した場合には、受注者は発注者に当該立替払金を支払うものとする。なお、この場合には、受注者は遅延損害金を支払う義務を負担しないものとする。

2 第10条第5項により受注者が当該カードの回収・保管を依頼した場合、カードの回収について後日会員と紛議が生じた場合は、すべて受注者が責任を持って解決する。

(立替払契約の取消)

第15条 受注者は、発注者と受注者との間の立替払契約の対象となった公金について、以下の事由が生じた場合には、承認番号取得の有無にかかわらず、当該立替払契約を取消し、又は解除できるものとする。

- (1) 売上票が正当なものでないとき。
- (2) 売上票の記載内容が不実不備であるとき。
- (3) カード決済を受け付けた日から2ヶ月以上経過した債権について立替払契約が締結されたとき。
- (4) 第7条第5項又は第9条第2項に反して受注者の承認を得ずにカード決済を行ったとき。
- (5) 第10条に違反して無効カードの使用者に対しカード決済を行ったとき。
- (6) 第8条第3項に定める紛議が解消しないとき。
- (7) その他発注者が本契約に違反したとき。

- 2 前項に該当した場合、受注者は発注者に対し、当該売上票に取消表示をして返却する。また、当該立替払金が支払い済みの場合には、発注者は受注者に対し当該立替払金を直ちに返還するものとする。発注者が当該立替払金を返還しない場合には、受注者は次回以降に発注者に対して支払う立替払金から当該立替払金を差し引けるものとする。
- 3 受注者が、発注者と受注者との間の立替払契約の対象となった債権について第1項記載の各号事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合、受注者は調査が完了するまで立替払金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、当該立替払契約を取消し又は解除することができるものとする。なお、発注者は受注者の調査に協力するものとする。調査が完了し、受注者が当該立替払金の支払いを相当と認めた場合には、受注者は発注者に当該立替払金を支払うものとする。なお、この場合には、受注者は遅延損害金を支払う義務を負担しないものとする。

(営業秘密等の守秘義務等)

第16条 発注者及び受注者は、営業秘密を秘密として保持し、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・預託・漏洩せず、本契約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとする。ただし、以下の情報は営業秘密に含まれないものとする。

- (1) 当該情報を受領した時点で、既に公知であった情報
- (2) 当該情報を受領した後に、当該情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
- (3) 当該情報を受領した時点で、当該情報を受領した者が既に保有していた情報（守秘義務の制約の下で相手方から開示された情報を除く。）
- (4) 当該情報を受領した後に、守秘義務に服さない第三者から守秘義務を負うことなく適法かつ正当に開示を受けた情報
- 2 発注者及び受注者は、営業秘密等を滅失・毀損・漏洩等するがないよう必要な措置を講ずるものとし、各々、自ら支配が可能な範囲において当該情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとする。
- 3 発注者及び受注者は、自己の役員・従業員、親会社（50%超の議決権を保有されている又は40%以上の議決権を保有され且つ実質的に支配されていると見做すことができる会社をいう。）及び子会社（50%超の議決権を保有している又は40%以上の議決権を保有し且つ実質的に支配していると見做すことができる会社をいう。）（以下総称して「従業員等」という。）に対してのみ、本契約の履行に不可欠な範囲に限り、相手方の営業秘密を開示するものとする。発注者及び受注者は、自己の従業員等に対し、就業規則・社内規程等により、本条と同等の機密保持義務等を課した上でなければ、相手方の営業秘密等を開示してはならない。
- 4 発注者及び受注者は、営業秘密をその責任において万全に保管するものとし、本契約が終了した場合に相手方の指示があるとき、又は、相手方の要求があるときは、その指示内容に従い、返却・廃棄又はその他の処分をするものとする。
- 5 本条の定めは本契約終了後も有効とする。

(著作権等の取扱い)

第17条 委託業務遂行の過程で受注者が作成したプログラム（ルーチン、モジュール等含む。）の著作権は、当該プログラムに結合され又は組み込まれたプログラム（ルーチン、モジュール等含む。）を含め、受注者に帰属するものとする。

2 委託業務の過程で作成された前項のプログラムに係るドキュメントの著作権については、受注者に帰属するものとする。ただし、発注者が委託業務遂行において単独で著作したドキュメントの著作権は発注者に帰属する。

3 本条の定めは本契約終了後も有効とする。

(個人情報の保護)

第18条 受注者は、本契約に基づき発注者から開示される個人情報を、本契約の目的の範囲内においてのみ利用するとともに、個人情報保護法、これに関するガイドライン等に基づき、適法かつ適正に取り扱うものとする。

2 受注者は、前項の情報が第三者に漏洩するがないように、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとする。

3 受注者の責に帰すべき事由により、会員番号その他のカード及び会員に付帯する情報が第三者に漏洩し、発注者に損害が発生した場合には、発注者は受注者に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。

4 受注者は、業務の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

5 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとする。

(情報の収集及び利用等)

第19条 発注者は、受注者が本項(1)に定める発注者及びその代表者の情報（以下「加盟店情報」という。）につき、必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意する。

(1) 本契約締結後の管理等取引上の判断、加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査並びにカード利用促進にかかる業務のために以下の①から⑭の加盟店情報を収集、利用すること。

① 発注者及び発注者の施設の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等発注者が加盟申込時及び変更届け時に届け出た事項

② 加盟申込日、加盟日、CAT番号、取扱商品、販売形態、業種等の発注者と受注者の取引に関する事項

③ 発注者のカード取扱状況

④ 受注者が収集した発注者及び代表者のクレジット利用履歴

⑤ 発注者の営業許可証等の確認書類の記載事項

⑥ 受注者が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項

⑦ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報

⑧ 受注者が加盟を認めなかった場合、その事実及び理由

⑨ 割賦販売法第35条の3の5における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実並びに調査の内容及び調査事項

⑩ 割賦販売法に基づき同施行規則第60条第2号イ又は同3号の規定による調査を行った事実及び事項

- (11) 個別信用購入あっせん業者又は包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事項
  - (12) 会員から受注者又はカード会社に申し出のあった苦情の内容及び当該内容について、受注者又はカード会社が会員及びその他の関係者から調査収集した情報
  - (13) 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）及び当該内容について、加盟店信用情報機関（加盟店情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）及び加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報
  - (14) 加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）
- (2) 以下の目的のために、前号①から⑦の加盟店情報を利用すること。ただし、発注者が本号②に定める営業案内について中止を申し出た場合、受注者は業務運営上支障がない範囲でこれを中止するものとする。
- ① 受注者が本契約に基づいて行う業務
  - ② 宣伝物の送付等受注者及びカード会社又は他の加盟店等の営業案内
  - ③ 受注者のクレジットカード事業その他受注者の事業（受注者の定款記載の事業をいう）における新商品、新機能、新サービス等の開発
- (3) 本契約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項第1号①から⑯の加盟店情報を当該委託先に預託すること。

（加盟店信用情報機関の利用及び登録）

- 第20条 発注者は、加盟店情報につき、受注者又はカード会社が利用、登録する加盟店信用情報機関について以下のとおり同意する。（加盟店信用情報機関は本契約末尾記載のとおりとする。）
- (1) 本契約締結後の管理等取引上の判断、加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査のために、受注者又はカード会社が加盟する加盟店信用情報機関（以下「加盟店信用情報機関」という。）に照会し、発注者に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること。
  - (2) 加盟店信用情報機関所定の加盟店に関する情報（以下「登録加盟店情報」という。）が、加盟店信用情報機関に登録され、当該機関の加盟会員が加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査のためにこれを利用すること。
  - (3) 登録加盟店情報が、不正取引の排除、消費者保護のための加盟申込審査、加盟後の管理並びに加盟店情報正確性維持のための開示、訂正、利用停止等のために加盟店信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること。
- 2 発注者は、発注者及びその代表者が他に経営参加する販売店等について、加盟店信用情報機関に加盟店情報が登録されている場合には、当該情報を、加盟店信用情報機関の加盟会員が前項第2号の目的で共同利用することに同意する。
- 3 受注者が加盟する加盟店信用情報機関、共同利用の管理責任者、登録される情報、共同利用するものの範囲は、本契約末尾に記載のとおりとする。なお、受注者が新たに加盟店信用情報機関を追加する場合には、書面その他の方法により通知し又は受注者のホームページに記載するものとする。

（加盟店情報の開示、訂正、削除）

第21条 発注者は、受注者に対して、保有する加盟店情報を開示するよう請求することができるものとする。なお、開示請求の窓口は、一般社団法人日本クレジット協会加盟店情報交換センターとする。

2 万が一、登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、受注者は、速やかに訂正又は削除に応じるものとする。

(契約終了後の加盟店情報の利用)

第22条 受注者は、本契約終了後も第19条に定める目的（ただし、第19条第1項第2号②に定める営業案内を除く。）及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は受注者が定める所定の期間、加盟店情報及び本契約の終了に関する情報を保有し利用する。

(カードに関する情報等の機密保持)

第23条 発注者は、本契約に基づいて知り得た個人情報、会員番号その他のカード及び会員に付帯する情報を含む受注者の営業上の機密を正当な理由なく第三者に漏洩してはならないものとする。

2 発注者は、前項の情報が第三者に漏洩するがないように、内部規定の整備、役職員の教育等を含む安全管理に関する一切の措置をとるものとする。

3 発注者において会員番号その他のカード及び会員に付帯する情報の滅失・毀損・漏洩等が生じた場合又は発注者において漏洩等が発生したと判断される合理的な理由があると受注者が判断した場合には、速やかに受注者に対し、漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告をしなければならないものとする。

4 発注者は、会員番号その他のカード及び会員に付帯する情報の漏洩等が生じた場合又は発注者において漏洩等が発生したと判断される合理的な理由があると受注者が判断した場合には、その発生の日から10営業日以内に、漏洩等の原因を受注者に対し報告し、再発防止のための必要な措置（加盟店の従業員に対する必要かつ適切な指導を含むものとする）を講じた上で、その内容を受注者に書面で報告しなければならないものとする。

5 受注者は、前項の措置が不十分であると認めた場合には、発注者に対し、当該措置の改善の要求その他本契約の解除、取引の停止を含む必要な措置・指導を行えるものとし、発注者はこれに従うものとする。

6 発注者の責めに帰すべき事由により、第1項の情報が第三者に漏洩し、受注者に損害が発生した場合には、受注者は発注者に対しその損害を請求することができるものとする。

7 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとする。

(カード決済の停止)

第24条 発注者が以下の事項に該当する場合、受注者は本契約に基づくカード決済を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、発注者は、受注者が再開を認めまるまでの間カード決済を行うことができないものとする。

- (1) 受注者が第18条第3項の漏洩等又は目的外利用が発生した疑いがあると認めた場合
- (2) 受注者が、発注者が第28条第1項第1号、第2号、第3号、第5号、第7号、第8号、第9号のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合
- (3) その他、受注者が必要と認めた場合

(監査・検査等)

第25条 発注者又は発注者の指定した者は、受注者に事前に通知し、受注者の承諾を得た上でいつでも、受注者の業務に支障を生じさせない範囲内において、受注者の施設への立入り、必要な書類の閲覧・複写、受注者の役職員への事情聴取など、割賦販売法等の関連法令の本契約に定める規定の遵守状況及び委託業務の処理状況等について監査・検査を実施することできる。受注者は、合理的な事由のある場合を除き、発注者又は発注者の指定した者の監査・検査に協力しなければならない。なお、発注者は、会員番号その他のカード及び会員に付帯する情報の滅失・毀損・漏洩等が生じた場合等において、受注者又は受注者の指定した者からカードの使用状況などの調査協力を求められたときは、これに協力するものとする。

2 前項の監査・検査の結果、受注者の割賦販売法等の関連法令上遵守すべき体制及び個人情報保護体制が、割賦販売法等の関連法令のほか、本契約の趣旨又は個人情報保護のための法令等に照らし不十分であると客観的かつ合理的に判断される場合、発注者は受注者に対し、その改善を要望することができる。

3 受注者は、年1回（特に必要がある場合はそれ以上）、外部機関によるセキュリティ検査を受けるものとする。

（取扱期間）

第26条 本契約の有効期間は令和13年3月31日までとする。

（解約）

第27条 前条に関わらず、発注者と受注者とは、書面により3か月前までに相手方に対し予告することにより本契約を解約できるものとする。

（契約解除）

第28条 特約条項及び前条の規定にかかわらず、発注者が以下の事項に該当する場合、受注者は発注者に対し催告することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとし、かつ、その場合受注者及びカード会社に生じた損害を発注者が賠償するものとする。

- (1) 加盟店申込書等加盟に際し、受注者に提出した書面及び第3条第1項記載の届出事項に虚偽の申請があったとき。
- (2) 他の者の債権を買い取って、又は他の者に代わって受注者に立替払いの請求をしたとき。
- (3) 第8条の規定に違反したとき。
- (4) 第15条の立替払契約の取消し又は解除に応じなかったとき。
- (5) 第23条の規定に違反したとき。
- (6) 前号のほか本契約に違反したとき。
- (7) 他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて、信用販売制度又は通信販売制度を悪用していると受注者が判断したとき。
- (8) 発注者の営業又は業態が公序良俗に違反すると受注者が判断したとき。
- (9) 架空債権の立替払いの請求、その他発注者が不正な行為を行ったと受注者が判断したとき。
- (10) その他発注者として不適当と受注者が判断したとき。

2 発注者が、前項各号のいずれかに該当した場合又は該当する疑いがあると受注者が認めた場合、受注者は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、立替払金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとする。なお、この場合には、受注者は発注者に対しての遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

- 3 発注者は、受注者が次の各号に該当したときは、本契約を解除することができる。
- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
  - (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
  - (3) 正当な理由なく第30条に規定する報告の求めに応じず、又は調査に協力しないとき。
  - (4) 第30条に規定する業務に従事する者に係る報告又は調査において、法令違反が判明し、当該違反が過失以外の場合であるとき、又は当該違反について是正されないとき。
  - (5) 仮差押え、差押え、若しくは仮処分があったとき又は競売等の申立があったとき。
  - (6) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。
  - (7) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (8) 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
  - (9) 排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、本契約に関し受注者の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したとき。
  - (10) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
  - (11) その他、本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

4 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

- (1) 前項の規定により本契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めの帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

5 発注者は、業務が完了するまでの間は、同条によるほか、必要があるときは、契約を解除することができ、発注者は、この規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害賠償請求）

第29条 発注者又は受注者が本契約に違反し、その結果、相手方に損害を与えた場合、違反した当事者は、被害を被った相手方に対してその損害（合理的な範囲の弁護士の費用を含む）を賠償する責任を負う。

（契約終了後の処理）

第30条 本契約が終了した場合、契約終了日までに行われたカード決済などは有効に存続するものとし、発注者、受注者は、当該カード決済などを本契約に従い取扱うものとする。ただし、発注者、受注者が別途合意をした場合はこの限りではないものとする。

2 発注者は、本契約が終了した場合には、直ちに発注者の負担においてすべての加盟店標識を取り外すとともに売上票、売上集計表など受注者から交付されていた取扱関係書類並びに印刷（販

壳用具)を速やかに受注者に返却するものとする。なお、端末機を設置している場合には、端末機の使用規約並びにその取扱いに関する規定の定めるところに従うものとする。

(実地調査など)

第31条 発注者は、必要があると認めるときはいつでも、受注者に対し業務の実施の状況及び業務に従事する者に係る次に掲げる事項などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

- (1) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法(昭和22年法律第49号)第11条に規定する賃金をいう。)の支払をすること。
  - (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。
  - (3) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。
  - (4) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第4条の2第1項の規定による保険関係の成立に係る届出(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定に係るものに限る。)をすること。
  - (5) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による雇用する労働者が適用事業の被保険者となったことの届出をすること。
- 2 発注者は、本契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。
- 3 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、本契約の終了後も、終了日から5年間は、同様とする。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第32条 発注者及び受注者はそれぞれにその代表者、関係組織及び親会社・子会社等の関係会社、役員、職員、従業員等の関係者(関係会社の役員、従業員を含む。)が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとする。

- (1) 暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)
- (2) 暴力団員(暴力団の構成員)
- (3) 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し賃金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し若しくは関与する者)
- (4) 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業)
- (5) 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)

- (6) 社会運動等標榜ゴロ(社会運動等標榜ゴロとは社会運動若しくは政治活動を仮装又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)
- (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の暴力団との関係を背景に、その威力を用い又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人）
- 2 発注者及び受注者が前項の規定に違反していることが判明した場合又は違反している疑いがあると発注者及び受注者のいずれかが認めた場合、発注者及び受注者は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合、発注者、受注者及びカード会社に生じた損害を違反していることが判明した者若しくは疑いがある者が賠償するものとする。また、この場合、第28条第2項の規定を準用するものとする。
- 3 発注者が、本条第1項の規定に違反していることが判明した場合又はその疑いがあると受注者が認めた場合には、受注者は、前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、立替払金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとする。なお、この場合には、受注者は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。
- 4 受注者は、発注者が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく信用販売を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、発注者は、受注者が再開を認めるまでの間、カード決済を行うことができないものとする。

(本契約に定めのない事項)

第33条 本契約に定めのない事項については、本契約と矛盾抵触しない範囲で受注者の定める最新の加盟店規約に従うものとし、本契約及び受注者の定める加盟店規約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上これを定めるものとする。

(準拠法)

第34条 発注者、受注者との諸契約に関する準拠法はすべて日本国法が適用されるものとする。  
(合意管轄裁判所)

第35条 発注者と受注者の間で訴訟の必要が生じた場合は、広島地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

#### <加盟信用情報機関>

本契約に定める加盟信用情報機関は、以下のとおりとする。

名称	
住所	
電話	
受付時間	
共同利用の目的	
共同利用する情報の内容	

<別表>

売上集計表・売上票の締切日及び立替払金の支払日

カード決済の方法	取扱期間	締切日	支払日
1回払い	月初～15日	15日	当月末
2回払い		月末	翌月15日
リボルビング払い	16日～末日		
分割払い			
ボーナス1回払い (ボーナス1回繰上払い)	夏期 12月16日～6月15日	15日	当月末
	冬期 7月16日～11月15日	月末	翌月15日

※ 売上集計表・売上票は、締切日到着分をもって締め切るものとする。

※ 支払日が金融機関休業日の場合は、15日は翌営業日、末日は前営業日を支払日とする。